

中部大学バイオセーフティ委員会規程

(設置)

第1条 中部大学研究用微生物安全管理規程第6条第2項及び中部大学家畜伝染病発生予防規程第6条の規定に基づき、中部大学（以下「本学」という。）における研究用微生物（以下「微生物」という。）及び家畜伝染病病原体（以下「病原体」という。）の安全管理に関する事項を審議するため、中部大学バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 微生物及び病原体の病原性のレベルの分類に関すること。
- (2) 実験室及び管理区域の安全設備及び運営に関すること。
- (3) 微生物及び病原体の利用、保管及び供与の承認に関すること。
- (4) 事故発生時及び災害時における措置に関すること。
- (5) その他微生物及び病原体の安全管理に関し必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 生物機能開発研究所長及び生命健康科学研究所長
- (3) 組換えDNA実験安全委員会委員長、動物実験委員会委員長及び廃棄物等処理対策委員会委員長
- (4) 病原体取扱主任者
- (5) 大学事務局長
- (6) 学長が指名した者

2 前項第6号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、

あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

2 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務部学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月16日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。